

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

中野委員長 これにて石田君の質疑は終了いたしました。

次に、馳浩君。

馳委員 連日お疲れさまでございます。

私は、子ども・子育て新システム関連三法案について質問をさせていただきます。

小淵報告の検証、そして、できるだけ歩み寄るために、どこが一致できるのかな、ここはもしかして見解が違うのかな、こういうことを私なりにちよつとまとめてまいりました。一つずつ指摘をいたしますので、小宮山大臣の見解をお伺いしたいと思います。

まず、議論をしていて、ここはほぼ一致、あるいは似ている、ベクトルが合っているなという一点目。

幼児教育を拡充しよう、そのために、保育士や幼稚園教諭の処遇改善、研修の充実をして、現場

のいわゆる質の改善をしていこう、この点については一緒だと思っただんですが、いかがですか。

小宮山国務大臣 それは、馳委員がおっしゃるとおり、一緒です。

馳委員 二点目であります。

今回の社会保障・税の一体改革という中で、就学前の子育てと幼児教育の拡充について安定的な財源を確保していこう、この考え方は一致していると思っただんですが、いかがですか。

〔委員長退席、武正委員長代理着席〕

小宮山国務大臣 それも一致しています。

馳委員 次、三点目ですが、これは小淵報告のポイントの部分でもありますが、幼保連携型の認定こども園の拡充をし、補助金や手続などを簡素化しよう、これを一元化していこう、この方向性は私は同じだと思いましたが、いかがですか。

小宮山国務大臣 それも方向性は同じです。

今回、総合こども園で目指していたのもそういうことなので、今の認定こども園を拡充強化することによって、そこはかなり近づくといいふうに思います。

馳委員 まさしく、幼保連携型の認定こども園の拡充をしていくべきである、それも、待機児童がない地域においても、潜在待機児童はあるかもしれませんが、また過疎地域においても、こういった形で幼保連携型の認定こども園を拡充していこうというのが小淵報告、そして私が主張してきたことでありまして、小宮山大臣は、ここは総合こども園でやっていきましようという考え方だと思いますが、それで間違いありませんね。

小宮山国務大臣 それもそのとおりです。

馳委員 次に、待機児童を解消するために努力をしましようということも同じだと思っただんですが、我々は、認可保育園の拡充を基本に、小規模保育、家庭的保育、あるいは事業所内保育サービスなど、多様なサービスを充実していこう。そのためには、現行でも株式会社やNPO法人の参入が認められておりますが、ここはやはり財政的な措置をして、現場の権限と現場の財源で拡充していくべきではないか、こういう考えを持っておりますが、いかがでしょうか。

小宮山国務大臣 ほぼ近いと思うんですが、今認可保育所を中心というふうにならなりましたけれども、これは幼稚園の方からなってもいいわけですので、今の既存のそれぞれの文科省と厚労省が管轄をしているもの、それとまた今の認定こども園、いろいろなところがなっていると認めておりますので、そういうことを前提にすれば、おっしゃるとおりだと思います。

馳委員 五ポイント目が放課後児童クラブでありまして、この公的支援を拡充していこうと。二ポイントありましたね、施設整備、そして職員の資格基準。これをやはり児童福祉法に明確に書いて、実施している市町村の従うべき基準、これをお示しし、その財政措置もしていこう、この方向性は同じだと思いますが、いかがですか。

小宮山国務大臣 おっしゃるとおり、同じです。馳委員 私は、沖縄に何度も行ってまいりました。先般、川端総務大臣にも沖縄の実情を申し上げます。

やはり国として後押しをしてあげなければ、市町村として財政不安があるのでなかなか踏み込めないところ、そこをやはり児童福祉法改正による基準を明示して、従うべき基準として、できれば学校施設敷地内を活用するとか、職員の基準を、今ガイドラインではありますが、従うべき基準を決めて、職員の処遇を改善してあげよう。この意味であります、大臣、それでよろしいですよ。

小宮山国務大臣 おっしゃるとおりです。

今回の改革の中で、市町村が学校の余剰教室などの公的な財産の貸し付けなどの措置を積極的に講じて、放課後児童クラブの供給を積極的に増大させることですか、放課後児童クラブの指導員の要件について、国が省令で従うべき基準を定めて、これに基づいて市町村が条例で基準を定める、このようなことを児童福祉法に規定することにしていますので、こうした法的根拠をもって、しっかりと必要な放課後児童クラブの充実をするということだと思っています。

馳委員 ここはちよつと直接関係ありませんが、川端大臣に改めて、沖縄の子供たちの置かれている現状の改善に向けての指導力、あるいは相談をしてあげていただきたいと思えます。

六ポイント目ではありますが、適切な生活保護受給家庭や発達障害児の支援や被虐待児の支援、いわゆる養育困難な家庭への支援、これをやはり充実していくべきである、この考え方は同じですよ。

小宮山国務大臣 はい、同じです。

馳委員 セブポイント目は、ゼロ歳児はできる限り親元で育てる。ゼロ歳児はできる限り親元で育てた方がよい。これは、実は働き方等考えがございましたから、私は一番最初の質問のときに、有給休暇を完全に消化しないと企業の負債にしますよとか、こういうことを具体的に申し上げたりしましたが、言わんとするところは、ゼロ歳児はできるだけ親元で育てるという考え方についてはいかがでしょうか。

小宮山国務大臣 それは、子供のためにも、ゼロ歳児はなるべく両親が、特に母親が育てる必要があると思っています。私自身も、仕事をするときにそういう状況になかったので、出ている母乳をとめて働いたというような思いもありますので、それはきちんとできるようにする必要がありますと思います。

ただ、ゼロ歳児でも働かなければいけない人もいますので、そういう意味では、育児休業の充実などをする一方、どうしても働かなければいけない人にはきちんとした、親にかわる質のいい居場所をつくる必要も一方であるというふうに思います。

馳委員 まさしくそこは、事業所内保育もございまして、小規模、家庭的保育などの充実を目指すという、いわゆる横出しの部分でよいのではないでしょうかというのが私たちの意見でもあります。ちよつとここは見解が違うかもしれませんが、八ポイント目。ここは私は大事な、肝だと思っているんですね。

できるだけ現場に、ということとは基礎自治体、ということとは、はっきり言えば市区町村、ここに

権限と財源を与える、この方向性は同じだと思いましたが、いかがですか。

小宮山国務大臣 同じです。これは、時間をかけてやった現場やいろいろな方が入っていたいた協議の中でも、特に自治体の方から強い御意見があり、今回の仕組みがそれを目指しているということと御賛同もいただいているところだと思います。

馳委員 私、横浜市の林市長から直接伺いました。現行制度でもあなたは頑張ってたんだ。現行制度でもちよつと嫌みな聞き方をしたんですけれども、確かに首長の意欲、努力そして職員の協力のできるんだけれども、やはりそれには限度があるし、私、伺っていて、横浜だからできたのかな、小さな、小規模自治体、市区町村じゃなかなか無理なのかな、財政的な壁というのにはここにあるのかなというところは理解をしたところでありまして、やはりできる限り基礎自治体に権限と財源がある方がよいという考え方は私も同じであります。

九番目です。これは前回にも確認しましたが、もう一度確認します。

認定こども園に在籍する子供は全て日本スポーツ振興センターの保険の対象にすべき、共済保険の対象にすべきと。これは、高井副大臣、私はそういう方向にすべきというふうに前回も申し上げましたが、文部科学省としてもそのようなお考えに変わりはありませんね。

高井副大臣 日本スポーツ振興センター法の規定によって、幼稚園を含む学校及び保育所が対象

となるとされております。それはこの間お答えしたとおりです。ただ、認可外保育施設については保育サービスの安定的な確保や質の確保の観点から、児童福祉法、最低基準の遵守を義務づけられている保育所とは法的な位置づけを異にしているということであり、同等に扱うことは現在の段階では困難です。

新システム、我々が提案した総合こども園に加えて、認可外保育施設についても、認可施設と同様に客観的基準を満たすもの、こども園として指定を受けた場合には、保育所と同様に災害共済給付事業の対象とすることと我々閣法でもいたしましたので、気持ちは全く一緒でございますが、まさに独立行政法人日本スポーツ振興センター法の改正をしなくてはならないということであり、私にしたいと思っております。

馳委員 最後、十番目ですが、やはり保育士と幼稚園教諭の資格は一元化の方向がいいですね。私はそう思っていますが、現実、八割方そうなっています、いかがでしょうか。

小宮山国務大臣 そう思います。

馳委員 そこで、では、なぜ新システムなるものに、こういったお互いの小淵報告からの方向性が、ベクトルが合っているのに新システムになったのかな、なぜそうなったのかなということをお聞きします。

一 ポイント目です。施設の指定制。指定するということは、いわゆる児童福祉法の第二十四条、実施義務ではなくて、指定した施設で保育及び幼児教育を行ってもらおうと。どうして

この指定制というものが出てきたのか、この議論の経緯を私は聞いておりませんので、教えてください。

小宮山国務大臣 政府の提出法案では、指定制度を導入して、職員の資格と人数、面積、そのほかの設備、処遇の確保、健全な発達に密接に関連するもの、こうしたものについて、現在の保育所、幼稚園の基準をもとに、質の確保された客観的な基準を定めることにいたしました。

というのは、今まで認可というのが自治体によってかなり裁量があつて、財源がないとかもウキヤパシティーいっぱいだというと、そこを認めないようなところもあつたので、そういう意味で、客観的な基準を満たしたところは全部国からの財政支援の対象にしたい、そういう思いの中で、今回、指定制という考え方を取り入れました。

馳委員 ここは私とは考え方が違うかもしれませんが、やはり認可をすべきものはすべきだと思いません。やはり認可をすべきものはすべきだと思いません。これは恐らく、財政を膨らませたくない市町村の現場が嫌うポイントでありますので、そこが一気に指定制という形で客観的な基準というものを持ち出してこられたのかなと思えますが、私はやはり認可というもの、保育の実施義務というものは公的な責任として譲らない方がいいんじゃないかなと思っております、いかがでしょうか。

小宮山国務大臣 それは今まさに三党の実務者で協議をされてきている点だというふうに思っています。

それで、その中で、認可に裁量が許されないよ

うにする、認可を広げていくことで、私どもは別に指定制というシステムにこだわっているわけではありません。今よりもきちんとして、広い対象を用意したい、多様な対象を用意したいと思つたことなので、そのことと、認可の枠を裁量を排して広げていくことで、近づいていく接点はあるということに考えています。

馳委員 認可ということと指定ということは、制度としては違うんですよ。やはりここがポイントであるということを押さえておきたいと思えます。

二つ目、保育の必要性、非常に文学的な表現です。必要性という言葉の基準は何でしょうか。

小宮山国務大臣 ずっと子供の問題に取り組んでこられた馳委員も、今の保育に欠けるという要件を見直さなければということがもう、ここ十何年来、言われていることは御承知だということに思っています。

今、市町村が保育に欠けるかどうかを判断して、保育所への入所が必要か否かという決定をする仕組みなんですけれども、今回の子ども・子育ての制度改革では、市町村が客観的な要件に照らして、保育が必要な子供として、保育の必要性を認定するという仕組みを入れました。この認定は、国が事由、区分、優先利用に関する基準を策定することにしていまして、このことによつて、保育に欠けるということが、ここもまた、市町村の裁量というかそういう形で、本当に必要としている子供たちが排除をされないようにということで、今回、「必要とする子ども」というような言い方にして

いるところですよ。

〔武正委員長代理退席、委員長着席〕

馳委員 一言申し上げたいと思います。

客観的な要件、私もやはりこういった子ども・子育てについての権限と財源は地方に委ねた方がよいと申し上げましたが、国会議員として不安が一つあるんですよ。地方議員の存在です。生活保護の問題もそうです。極めて地方議員がいろいろな圧力を職員さんにかけている現状は御存じだと思います。客観的な要件となった場合に、自治体ごとにやはり、地方議員の親分衆というのは本当に強烈ですよ、これは皆さん多分御存じだと思います。私も市会議員には頭が上がりませんが、この客観的な要件というところが、やはりどこまで国家として、国として示していくことができるのかということを考えたら、私はこれは非常に不安に思っている部分なんです。

では、三点目、申し上げますが、個人給付の施設代理受領、これはどういう支払いの流れになるんですか。ここが非常に複雑だなと思って、不安なところでありますが、いかがですか。

小宮山国務大臣 これは、全ての子供の育ちがひとしく確実に保障されるために、施設側の制度の縦割りの視点ではなくて、利用者の側の制度横断的な子供本位の視点で考えるという考え方から、こういう考え方をとっています。

政府の提出法案では、既存の幼稚園や保育所の縦割りの制度、これを構築し直して双方にまたがる包括的な制度に改め、利用者の受給権に着目をして個人給付の仕組みを導入することになっています。

す。

この個人給付の仕組みでは、子供一人一人について、受給資格や必要性の確認、認定が行われ、これを通じて把握をした地域の学校教育、保育のニーズに応えられる体制を確保することで、全ての子供たちに、それぞれのニーズに応じた学校教育、保育を確実に保障したいということからこういう考え方をとっています。

馳委員 そこで腕組みをしていた川端大臣、今の小宮山大臣の説明、わかりましたか。いや、答弁は求めません。

ここはやはり、私は直接小宮山大臣にお伺いしたいと思いますが、保護者と指定施設の公的直接的契約というのは何なんですか。契約は契約なんです。民法上の契約だと思えます。保護者と指定施設の契約なんです。ここで、保育の公的な責任を本当に担保できるのかという不安は拭い去ることができないんです。

公的直接的契約という言葉、私は何か非常に言葉をミックスにしたような概念だと思んですが、どういう概念ですか。

小宮山国務大臣 これは今、例えば東京の認証保育とか横浜の保育室とか、そういう自治体が自分たちの基準でやっているところは既に直接契約になっています。

今回も直接契約にしますけれども、市町村が利用の支援をしたり、調整をしたり、あるいは非常に必要の高い人たちには入れるように要請をしたり、虐待などは措置をしたりと、それぞれ必要に応じて市町村はかむことはかみますので、全部市

町村が手放して親が困るといような形にはならないというふうに思います。

馳委員 こでもし、施設の方、あるいは保護者の方がそんなんじゃ困ると言って行政訴訟を起したら、この業務は行政訴訟の対象になるんですか。

村木政府参考人 お答え申し上げます。訴えの内容によってこれは事情がまちまちかと思いますが、一般の私的なサービスとは違って、公の関与のもとで公的なお金を使って行うサービスでございます。

それから、そのサービスを行うに当たっての質を管理する責任が公の側にございますので、その範囲内で公も、自治体も責任を負うというふうに考えております。

馳委員 その範囲内ということとは、本当に行政不服訴訟の対象としてたえ得るのかなという心配が私はあって、お伺いしました。こどもやはり不安が拭い去れないところです。

次、保育所は十年後全て総合こども園になり、どうして幼稚園は手挙げ方式ということになったんですか。

小宮山国務大臣 それは、幼稚園の方は必ずしも待機児さんがいない地域もあるのに、そこまで義務づける必要はないという幼稚園側からの御意見などもございました。

それでまた、幼稚園の中には、それぞれ設立の基礎が宗教法人であるとかいろいろな考え方によって設立をされているのに、そこに全部その義務をかけるみたいなのはやめてほしいということ

もございましたので、今考えている総合こども園、認定こども園、何という名前に今度新しくなるかわかりませんが、その新しく学校教育、保育をやるところになるべくそれでも入ってもらえるように、恒久的な財源を確保してそこにインセンティブをかけて手挙げ方式でやっていただく方法にしました。

馳委員 総合こども園、どうして学校教育法上に位置づけなかったんですか。

村木政府参考人 お答え申し上げます。

総合こども園は、その性格として、学校教育法体系における学校の性格、それからもう一つは児童福祉法体系における福祉施設、保育の機能を持つ、いわば両方の機能をあわせ持ったものだと思います。

したがって、総合こども園についての設置基準その他もろもろのことをこの法律に書き込むかということと考えますと、学校教育法に書き込むかと思うと、学校教育法の中に入っているものは純粹の教育機関ばかりでございます。そこに入れようと思いませんと、どうしても、児童福祉の性格上かけたい規制というようなものはみ出してしまふということがありまして、これは両方の性格を持っているので、教育だけをカバーしている法律の中には非常におさまりが悪いし、また、その傘の下にということ自体がその性格上必ずしもいいとは思えないということで、独立した、両方にまたがった、福祉と教育にまたがった法律を改めてつくって、新法を制定することになりました。

馳委員 終わります。

中野委員長 これにて馳君の質疑は終了いたしました。